

## 山口県立病院機構の中期目標の策定について

## 1 法人に対する県の考え

[ 県立病院改革プラン (H21.3)・経営形態の見直し・今後の方向性 ]

地方独立行政法人制度は、「将来にわたる良質な医療の安定的な提供」と「効率的な病院経営」が両立できる経営形態として最もふさわしい。

[ 県立病院法人化基本方針 (H22.1)・県立病院のあり方について ]

県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる政策医療をはじめ( )、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していくこととする。

医療従事者の研修受入れ等による人材の育成、臨床研究の推進、県等が行う各種医療施策への参画などを通じて本県医療の質の向上を図っていく。

( ) 県立病院として積極的に対応すべき医療分野等 ( 県保健医療計画 )

| 病院名        | 医療分野       | 求められる診療機能    | 対象地域       |
|------------|------------|--------------|------------|
| 総合医療センター   | がん         | 専門診療         | 山口・防府      |
|            | 脳卒中        | 高度専門医療       |            |
|            | 急性心筋梗塞     | 急性期          |            |
|            | 糖尿病        | 集中的総合的治療     |            |
|            | 救急医療       | 救命医療         | 周南、山口・防府、萩 |
|            | 災害医療       | 基幹災害医療センター   | 全県         |
|            | へき地医療      | へき地診療の支援医療   |            |
|            | 周産期医療      | 総合周産期医療      |            |
|            | 小児医療       | 専門医療、入院救急    | 山口・防府、萩    |
|            | 在宅医療       | 後方支援医療機関     | 山口・防府      |
|            | 新興・広域感染症医療 | 第一種感染症指定医療機関 | 全県         |
| こころの医療センター | 精神科医療      | 精神科救急医療      | 全県         |

[ 山口県立病院機構定款 (H22.6)・目的 ]

この地方独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

## 2 中期目標の概要

### (1) 基本的な考え方

法人は、救急・急性期医療、高度専門医療など県立病院が担うべき医療を確実に実施するとともに、県内の医療機関や医療従事者を支援していくことが求められている。

このため、法人が質の高い医療を安定的かつ効率的に県民に提供するよう、法人の業務運営に関する達成目標を具体的に指示する。

なお、法人が主体的・計画的に業務運営に取り組むため、目標項目の主なものについて、法人自らが中期計画で数値目標を設定することを求める。

### (2) 中期目標の構成

|  |  |
|--|--|
| 前文   |  |
| ・以下の法定記載事項を補完するため、法人化の背景や法人の使命などを記載。             |  |
| 第1 中期目標の期間                                       |  |
| 平成23年4月1日～平成27年3月31日                             | ・理事長任期（4年）との整合。  |
| 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項               |  |
| 1 医療の提供<br>2 医療に関する調査及び研究<br>3 医療従事者等の研修         | }・定款第16条に定める業務。  |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項                            |  |
| 1 経営体制の確立<br>2 効果的・効率的な業務運営<br>3 収入の確保、費用の節減・適正化 | }・法人化で得る独立性を活かした経営。<br>・法人の経営基盤の強化。                          |
| 第4 財務内容の改善に関する事項                                 |  |
| 経常収支の目標期間内の黒字                                    | ・独立採算性と経費負担の原則。(法第85条)                                       |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項                               |  |
| 1 人事に関する事項<br>2 就労環境に関する事項<br>3 中期計画における数値目標     | ・法人化で得る独立性を活かした人事管理。<br>・法人職員の確保と定着に資する取組。<br>・中期計画での数値目標の設定 |